

# **菊池市人権教育・啓発基本計画**

**2007年(平成19年)3月**

**菊 池 市**

## 目次

はじめに	1～2
1 「菊池市人権教育・啓発基本計画」(以下「基本計画」という)策定の意義等	3
2 「菊池市人権教育・啓発基本計画」の性格	4
3 人権の基本理念及び人権教育・啓発の定義と目標	5～6
(1)人権教育・啓発の定義	
(2)人権教育・啓発の目標	
4 人権教育・啓発の現状と課題	7
(1)人権の重要課題についての現状等	
① 同和問題	7～8
② 女性の人権	8～9
③ 子どもの人権	9～10
④ 高齢者の人権	10～11
⑤ 障害者の人権	11～12
⑥ 外国人の人権	12
⑦ HIV感染症等をめぐる人権	13
⑧ ハンセン病等をめぐる人権	13
⑨ 犯罪被害者等の人権	14
⑩ その他の様々な人権課題	14
5 人権教育・啓発の取り組みの方向	15
(1)人権教育	
① 就学前教育	15

② 学校教育	16
③ 社会教育	16～17
ア 公民館等における人権教育	17
イ 社会教育関係団体等における人権教育	17
ウ 家庭・地域における人権教育	18
 (2) 人権啓発	 19
① 啓発内容	19
ア 人権問題に対する正しい理解と認識の促進	19
イ 人権意識の高揚	19～20
ウ 日常生活における態度や実行	20
② 啓発方法	20
ア 人権に関する講演会等の開催、人権啓発冊子等の作成・配布	20
イ 発達段階に応じた啓発	20
ウ 具体的な事例を活用した啓発	20
エ 参加型・体験型の啓発	21
オ 地域交流を通じた啓発	21
 (3) 人権に関わりの深い職業に従事する人に対する研修・啓発	 22
① 保育園・幼稚園・学校教職員	22
② 企業	22
③ 福祉・医療関係者等	22～23
④ 本市職員	23
⑤ マスメディア関係者	23
 6 実施体制について	 24
(1) 計画の推進体制	24
(2) ネットワークの推進	25
(3) 人材育成等	25
① 調査・研究	25～26

② 家庭・地域との連携	26
③ 国、県、市町村及び企業団体等との連携	26
(4) フォローアップ	26
① 施策の推進	26～27
② 基本計画の見直し	27
(用語の解説)	28～29
(資料編)	
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号)	30～31
菊池市部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例	32～33
菊池市部落差別等撤廃・人権擁護審議会規則	34～35
日本国憲法(抄)	36～39
世界人権宣言	40～45

## はじめに

戦後の「日本国憲法」の第11条で「国民はすべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる」とし、日本国憲法を貫く最も基礎的な原理として人権尊重主義を掲げています。

また、第13条で「すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」とし、一人ひとりの人間がかけがえのない存在であることを確認するとともに、人が人として生きていくうえで必要不可欠な権利として、幸福を追求する権利を保障しています。

しかしながら、人権問題の現状に目を向けると、同和問題をはじめ、女性問題、子どもに対するいじめや虐待、高齢者や障害者、外国人などに対する偏見や差別など、人権に関する様々な問題が存在しています。

同和問題は、「同和対策審議会答申(\*1)」の中で、「日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的、社会的、文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なお著しい基本的人権を侵害され、特に、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、最も深刻で重大な社会問題」と述べています。この問題の解決を図るため、「同和対策事業特別措置法」の制定以来、総合的な同和対策事業が進められてきました。

市としても、この同和問題を、基本的人権の侵害に関わる重大な人権問題として受けとめ、生活環境の整備などのハード事業や同和問題を中心とした教育・啓発活動などのソフト面の事業を推進してきました。

しかしながら、様々な取り組みの結果、物的な基盤整備については、着実に成果をあげましたが、その一方で、今なお部落差別事象が発生するなど、市民の人権意識は十分に高まっていない状況にあると言わざるを得ません。

同和問題の解決に向けて、市民の積極的な理解と参加を得られるような啓発活動への取組みが求められています。

「人権の世紀」といわれる21世紀を迎え、本市においても、これまでの取組みの成

果や手法を踏まえ、行政、学校、企業・民間団体及び市民一人ひとりが人権を大切にするという共通の考え方立って、お互いに協力しながら、さらに入権意識を高めるための取り組みを進める必要があります。

市では、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(以下人権教育・啓発推進法という)、「熊本県人権教育・啓発基本計画」「菊池市部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例」等の趣旨を踏まえながら、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に進めため、今般、「菊池市人権教育・啓発基本計画」を策定しました。これからは、この計画を基本にすえ、人権教育・啓発を着実に進めることとします。

## 1 「菊池市人権教育・啓発基本計画」(以下「基本計画」という) 策定の意義等

### ○ 人権をめぐる現状

人権教育・啓発を進めるうえで、本市における人権をめぐる現状について、行政、学校、企業、民間団体及び市民のそれぞれの分野において、人権意識の高揚、啓発の課題について、市民一人ひとりが共通の認識を持つ必要があります。

### ○ 人権教育・啓発の取り組みの方向

人権教育・啓発は、様々な人権問題の解決に向けて、総合的かつ計画的に取り組む必要があります。それぞれの分野において現状を明らかにした上で、内容や手法など取り組みの方向を明確に示すことが重要です。

### ○ 行政、学校、企業・民間団体、家庭及び地域などに期待される役割

人権教育・啓発は、行政、学校、企業・民間団体、家庭及び地域などそれらが主体となって、あらゆる場、あらゆる機会を通して行う必要があります。

このため、各機関・団体に期待される役割を明らかにするとともに、相互に連携を図りながら、人権教育・啓発に取り組むことが重要です。

## 2 「菊池市人権教育・啓発基本計画」の性格

国連が採択した「人権教育のための国連10年行動計画」に併せ、旧市町村単位で行動計画が策定され、取り組みが進められてきました。

2005(平成17)年3月の4市町村合併と同時に制定された「菊池市部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例」「菊池市人権・同和教育推進協議会」の趣旨を踏まえた基本計画です。

一方で、2000(平成12)年に国で制定された「人権教育・啓発推進法」の推進を図る必要があります。

- 「人権教育・啓発推進法」「熊本県人権教育・啓発基本計画」及び「菊池市部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例」「菊池市人権・同和教育推進協議会」の趣旨を踏まえたものであること

「人権教育・啓発推進法」には教育・啓発の基本理念のほか、国や地方公共団体の責務また、「菊池市部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例」の中の「市の責務」や「市民の責務」を明確に規定しています。このような理念や責務については、基本計画にも的確に反映させる必要があります。

- 旧市町村行動計画を基本にしながら、さらに内容を充実発展させたものであること

旧市町村行動計画は「人権教育のための国連10年行動計画」、「県行動計画」をもとに策定され、旧市町村の人権教育・啓発の基本的な考え方や取り組みの方向性を示してきたものです。

このため、基本計画についても、「人権教育・啓発推進法」及び「旧市町村行動計画」を基本に本市における重要課題などを踏まえ、内容を充実発展させたものとします。

### **3 人権の基本理念及び人権教育・啓発の定義と目標**

#### **(1) 人権教育・啓発の定義**

国連は「人権教育のための国連10年」の決議において、「人権教育とは、あらゆる発達段階の人々、あらゆる社会層の人々が、自己のみならず他の人々の尊厳について学び、また、その尊厳をあらゆる社会で確立するための方法と手段について学ぶための、生涯にわたる総合的な過程である」と定義し、生涯にわたり人権教育の重要性を指摘しています。

本市の人権教育・啓発推進の確立のためには、これまでの旧市町村が取り組んできた成果と課題を踏まえ、「人権教育のための行動計画」を達成すべき目的として、子どもから、あらゆる立場にある人を含め、すべての市民の生活のなかで人権意識を高め、個人として尊重される「差別のない明るいまちづくり」に積極的に取り組むことが重要ですが、より具体的には、以下のように4つの側面から幅広く捉えておく必要があります。

#### **○ 人権についての教育**

同和問題をはじめ、人権に関する歴史的な事実を正しく教える。差別や偏見が、意識や行動となって人々の生活の中で、どのような影響を与えるのかということを教える。つまり人権を知識として身につけ、人間の尊厳を大切にする心を十分に育てること。

#### **○ 人権としての教育**

すべての人が教育を受けること自体が基本的な権利であり、様々な理由で教育を受ける機会を奪われてきた人々に対して、教育を保障すること。

#### **○ 人権のための教育**

人権が尊重される社会の確立を自分たちで目指そうとする積極的な関心・態度の育成と、地域の中のリーダーシップを育てること。

#### **○ 人権を通じての教育**

人権について学ぶ環境そのものが人権を大切にする雰囲気を備えていること。たとえば、学校でいじめがあつたり、職場でセクシャル・ハラスメント(\*2)があつたりといった状況の下では、人権感覚は本当に根づかない、ということで、人権教育が行われる環境自体で人権が大切にされなければならないということ。

## (2) 人権教育・啓発の目標

人権教育・啓発の目標は、すべての人の基本的人権と自由が尊重され、すべての人がその個性を全面的に開花させることにあります。すなわち、すべての人が、出身や門地、性や年齢の違い、障害の有無や貧富の差に関係なく、独立した人格と尊厳をもつた一人の人間として尊重され、それぞれが自立し、あらゆる生活分野における処遇や社会参加の機会が保障され、自己実現ができる社会、みんなが幸せに安心して生きることができるような共同社会を築くことがあります。

戦後60年間の急激な社会情勢の変化に伴う、少子高齢化、新たな感染症の発生、高度情報化が引き起こす人権侵害等はさまざまな差別により多様化する傾向にあります。

このような中において、本市に住むすべての人々が部落差別の現実に学び、反差別の大きなうねりを生み、人権文化に満ちあふれ、一人ひとりが自分らしく生きていくことのできる社会の実現をめざしていかなければなりません。

また、21世紀を担っていく子どもたちを育てるために、就学前教育及び学校教育における人権教育の果たす役割は大きなものがあり、就学前教育及び学校教育における教育活動の中で人権を確立する必要があります。

このように、「学・社」連携の教育活動における人権教育を総合的に推進することによって、子どもたちと大人の人権に対する確かな認識の共有や豊かな感性を育み、さらには子どもを取り巻く大人の人権意識の醸成や姿勢の確立が図られ、同和問題をはじめあらゆる差別をなくすために「差別のない明るい菊池市」を創造していきます。

## 4 人権教育・啓発の現状と課題

### (1) 人権の重要課題についての現状等

現在、日本には様々な人権問題が存在していますが、その中でも、同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、HIV感染症、ハンセン病等、犯罪被害者などをめぐる人権問題は旧市町村の行動計画においても重要課題として位置づけられていたところです。

このような様々な人権問題が生じている背景としては、人々の中に見られる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的意識の存在等が挙げられていますが、国際化、高齢化、少子化等の社会の急激な変化もその要因になっています。

それぞれの人権問題について正しい知識を身につけるとともに、自らの問題として捉え、具体的な行動につなげていくという積極的な姿勢が求められています。

#### ① 同和問題

同和問題は、日本国民の一部の人々が近代社会の原理として、何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという最も深刻にして重大な社会問題です。

1965(昭和40)年、同和対策審議会は「同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題である。その早急な解決こそが国の責務であり、同時に国民的課題であるとの認識に立ち、あるべからざる差別の長い歴史の終わりが一日も早く実現するよう万全の処置をとること」とした答申を行いました。

この答申を踏まえ、1969(昭和44)年には、同和対策関係の最初の特別措置法として「同和対策事業特別措置法」が制定されました。その後、この法律も含め3本の特別立法に基づき、33年間にわたって、生活環境の改善、産業の振興、安定就労の促進、教育の充実、人権擁護活動の強化、社会福祉の増進といった基盤整備が総合的に進められるとともに、差別意識をなくすための教育・啓発などの取り組みが行われてきました。

本市では旧市町村時代からそれぞれ 1965(昭和40)年、同和対策審議会答申を受け、同和問題解決のため、様々な事業を行ってきました。ハード面では1969(昭和44)年の「同和対策事業特別措置法」に基づき、総合的に基盤整備事業が行われ、

最後の特別措置法である「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が2002(平成14)年3月で失効したことに伴い、同和地区や同和関係者を対象とした特別対策は終了しました。法失効後の施策ニーズに対しては、他の地域と同様、地域の状況や事業の必要性に応じ、各部局が所管する一般施策により対処していくことになりました。

同和教育の推進においては、旧市町村であらゆる階層の人々が集まった各種団体が加盟し、同和教育推進協議会が結成され、学校での同和教育の推進、地域指導者の養成や同和問題の解決を目指して同和教育研究集会の開催、研修会や講演会、意識調査等が実施され市民啓発に努めてきました。

また、旧菊池市、旧旭志村で1994(平成6)年に「部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例」、旧泗水町で1995(平成7)年に「人権擁護・差別等撤廃に関する条例」、旧七城町で1996(平成8)年「差別をなくし人権を守る条例」を制定し、部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃と人権擁護を図り、差別のない明るいまちづくりを目指すとともに、これらの実現のために、条例に基づき施策を推進するため「部落差別等撤廃・人権擁護審議会(旧七城町はなし)」を設置し、人権意識の確立の施策を住民及び関係団体と協力のうえ推進してきました。

2005(平成17)年3月「部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例」が合併と同時に引き継がれ、それに併せて「菊池市部落差別等撤廃・人権擁護審議会」も設立され、今後の人権・同和問題解決に向けて、教育・啓発のあり方等が検討されています。

また、合併前から引き続き、菊池市人権啓発講演会をはじめ、菊池市人権同和教育研究大会、人権フェスティバル等や各地区を対象とした「差別のない明るいまちづくり懇談会～人権・同和問題の完全解決をめざして～」を実施して、人権・同和問題の完全解決に向け活動しています。

しかし、今日もなお差別事象等の人権にかかわる問題が発生しており、根深い差別の根絶を図るため、なお一層、人権・同和教育・啓発の積極的な取り組みを推進することが必要です。

## ② 女性の人権

女性が社会に進出し、あらゆる分野で活躍する姿が多く見られるようになりましたが、それを取り巻く環境としては、日本古来の社会的・文化的背景があり、課題も多く残さ

れているのが現状です。

国は1999(平成11)年4月に「改正男女雇用機会均等法」が、6月には「男女共同参画社会基本法」が施行され、男女共同参画社会の実現に向けて法整備が行われてきました。

しかしながら、男性と女性を支配・従属の関係で意識している人たち多くいます。男らしさ、女らしさにとらわれ、男性に優位性を持たせるような意識や慣習も見られます。

「男は仕事、女は家庭」といった固定化された性別役割分担意識も根強く残っています。さらには、家庭での夫による妻への暴力や、職場や地域社会等におけるセクシャル・ハラスメントがいまだに発生しています。

雇用の場においても昇格・昇級または役職への登用等の男女格差や農村においても女性は地域活動や生産の重要な担い手であるにもかかわらず、依然として根強く残っている古い習慣や意識により社会的参加や活動が阻害されています。経営のパートナーとしての能力発揮を促すためにも家事や就業条件等の見直しが必要です。

本市では、合併前の旧菊池市と旧泗水町で男女共同参画推進懇話会(旧旭志村、旧七城町はなし)を設置し、一人ひとりが個性を認め合い、生き生きと共同参画できる社会の実現を目指し、環境整備や意識改革などの取り組みを推進してきました。

合併後は本市の男女共同参画に関する市民意識調査を基に、「菊池市男女共同参画計画(仮称)」を策定します。

まだ、様々な問題が残っているのは事実ですが、女性を取り巻く問題に対する社会の取り組みは、近年急速な変化を遂げています。それに伴い、社会の関心も大きく、女性がさらに飛躍する大きなチャンスを迎えているのもまた事実です。

今後も、女性も男性もすべての人が仕事に家庭に地域社会に参画し、生き生きと暮らせる菊池市とするために努力していく必要があります。

### ③ 子どもの人権

少子化や核家族の進行により、子どもの数が減少しており、また、近隣の近親者からの子育て支援が得られにくくなっています。さらに、異年齢児同士がふれあう機会が少なくなってきており、子どもの社会性や協調性が育まれにくくなるなど、子どもの

健やかな成長に対しての影響が懸念されています。

家庭においては、育児に対する母親の負担が大きくなり、育児不安や家庭生活のストレス(夫婦不和や経済的困窮)、親自身の考え方、価値観のちがい(虐待を受けて育った経験・誤った育児信念)、ひいては地域の人間関係の希薄化による育児の孤立化等の様々な要因が複雑に絡み、児童虐待(\*3)が増加しています。

児童虐待の早期発見、適切な保護のために関係者が情報や考え方を共有し、連携して対応するために「菊池市要保護対策及びDV(\*4)防止対策地域協議会」を設置しました。今後も育児不安に対応する種々の施策を充実させ、関係機関の連携による支援がますます重要になってきます。

学校においては、いじめや不登校、中途退学などの問題が憂うべき状況にあります。このため、教職員の研修や子ども・保護者・教職員の相談に応じるスクールカウンセラーの配置など、指導・支援体制を充実させる必要があります。

地域社会においては、子どもの権利条約の周知などの取り組みを通して、子どもの権利に対する市民の意識も徐々に高まっているものの、なお一層啓発に努める必要があります。このため、民生委員・児童委員・子ども相談員など、子どもの人権問題に対する指導者の資質の向上を通して、子どもの権利について取り組む必要があります。

子どもの人権を守り、社会的に自立していくよう、保護者だけが子育てに関わるのではなく、行政はもちろん、学校、企業、地域社会、市民などがそれぞれの役割を果たし、相互に協力し合い、社会全体で子どもの健全な成長を支えるための体制を充実させる必要があります。

#### ④ 高齢者の人権

高齢化が急速に進む中、「虚弱」「寝たきり」「認知症」といった状況にある高齢者が増加し、病気や介護等についての不安が募っています。また、介護を要する高齢者に対して、肉体的、心理的虐待、介護放棄・拒否、病院・介護施設の不足等の問題が生じています。

本市の高齢化率は国(17.3%)県(20.7%)を上回り2005年度末で25.9%となり、4人に1人が高齢者です。

このように平均寿命が伸びるなか、要援護高齢者の介護問題、財産管理や遺産相

続問題等を巡るトラブルの発生は大きな社会問題です。特に寝たきり老人、認知症老人等に対する虐待、人権侵害等の不当な差別の問題も生じてきています。

これからは、高齢者が他の世代と協働していきいきと社会参加し、はつらつとした人生を送ることができるよう、生涯学習の充実や社会参加の機会の拡大に向けて、環境づくりや仕組みづくりを一層進めていく必要があります。

そのためには、他の世代が高齢者も地域社会の重要な一員であるという理解と認識を持ち、人権尊重の精神の下に高齢者に対する敬愛の心を醸成していく必要があります。

本市の老人保健福祉計画及び介護保険事業計画等を踏まえた必要なサービスを提供するシステムの整備の充実を図るとともに、周囲の人々が高齢者に対する誤った先入観や固定観念を改め、すべての高齢者が一人の人間として尊重され、はつらつと高齢社会を支える重要な一員として、生きがいを持って主体的に社会参加ができるよう教育・啓発を進めなければなりません。

## ⑤ 障害者の人権

障害者差別は、いまなお社会の構造や人々の社会意識・価値観などと深く結びつき存在しています。障害者についての理解・認識の不足から本人やその家族が差別的な言動を受けたり、制度や施設等の不備から社会生活上の困難さや不利益をこうむったりする問題が生じています。また、高等学校等への進学や就労等の道が狭いものになっている現状にあります。

国連が1975(昭和50)年に世界に示した「障害者の権利宣言」を決議し、国では障害者の自立と社会参加の促進を図るため、1993(平成5)年「障害者基本法」が制定されております。

県では1998(平成10)年からの5年間に障害者の完全参加と平等を目標に掲げた「くまもと障害者プラン～ともに生きる明日へのメッセージ～」を策定し、総合的な施策の充実が求められています。

本市では、障害者の社会参加促進に向け、就学前から多様な教育に取り組んでおり、相談指導、保育園・幼稚園・学校・地域等における交流教育、保護者への相談支援活動が行われてきました。

障害者差別をなくし、社会参加を実現するために、あらゆる場での教育・啓発の充

実を図るとともに、社会活動参加への支援やニーズに対応した施設等の充実に取り組んでおり、今後、更に高校進学の拡大、企業等への就労拡大などをめざして、関係団体等が連携を密にして障害者の進路保障体制を充実していく必要があります。

障害者が予断と偏見に基づいて差別されるのは許せません。社会を構成する一人の人間として基本的人権が尊重されるよう、今後も更に市民一人ひとりが障害者問題(完全参加と平等)について正しい理解と認識を深め本市「障害者プラン」の策定に基づく施策の推進とともに今後も積極的な人権教育・啓発が必要です。

## ⑥ 外国人の人権

近年、交通輸送・情報通信機器の技術革新が進むにつれ、経済、物流、文化、情報等のあらゆる分野において、国際化の進展はめざましいものがあります。

本市における外国人登録者数は平成18(2006)年4月1日現在で228人となっています。

菊池市は特に韓国に対してノービザ運動を提唱し、平成18(2006)年3月よりノービザが実施され、韓国から多くの観光客が本市を訪れています。

また、民間団体等により、韓国だけでなく、アジアを中心とした諸外国との国際交流も行われてきています。今後も外国から本市を訪れる人は増加することが予測されます。

そのため、本市における「地方の国際化」の牽引役となる行政、学校、企業・民間団体、市民などが外国人の人権についての関心をより一層高め、外国人が暮らし、活動しやすい地域づくりを進めなければなりません。

しかし、これらの外国人に対し、言葉をはじめ文化の違いなどによる差別、低賃金や劣悪な労働環境での就労、採用選考における不適切な事例、子どもたちの教育問題などの人権問題が生じています。

外国人と日本人が住民として共に生きる開かれた地域社会を実現するためにお互いに多様な価値観を持ち、異なった歴史や文化に対する正しい認識を深め尊重するとともに、広く住民の間に多元的文化や多様性を容認する心を育むことが必要です。

このためには、文化、宗教、生活習慣などの違いを認め合い、お互いの理解を深めることができるような学習機会と交流の場の確保に努め、あらゆる人の人権が尊重される社会を築くために人権教育・啓発をさらに進めていくことが必要あります。

## ⑦ HIV感染症等をめぐる人権

熊本県におけるHIV感染者・エイズ患者の届出数は、2005(平成17)年1月2日現在、感染者20人、患者11人となっています。

2002(平成14)年のエイズ年報によると、感染経路では性的接触によるものが、感染者の86.7%、患者の70.5%を占めており、特に若者の感染者が増加しています。

また、医学的に不確かな知識や思い込みにより、過度の危機意識やさまざまな偏見や差別意識が生まれ、患者や家族に対する人権問題も生じています。

感染症については、予防及び治療といった医学的な対応が不可欠であることは言うまでもありませんが、それとともに、人権尊重も重要です。

今後は、学校教育においても、エイズをはじめ様々な感染症に対する正しい知識予防法の啓発に努め、偏見や差別意識を是正するようにさらに強化することが大切です。

## ⑧ ハンセン病等をめぐる人権

ハンセン病については、1996(平成8)年4月に「らい予防法」が廃止されました。しかし、国立療養所入所者の多くが地域社会の予断と偏見、また、高齢であることなどから社会復帰が困難な状況にあります。

熊本県では、全国最大規模のハンセン病療養所である「国立療養所菊池恵楓園」(\*5)を含め、2つの療養所があり、今なお、約600の方々が生活されております。

1日も早いハンセン病に対する差別や偏見の解消を図るために、ハンセン病が「治る病気である」という正しい認識を持ち、地域社会が人権擁護の見地に立った活動を推進していくことが大切です。

学校教育における指導者の育成や人権教育の推進、さらには、企業研修による人権意識の普及・高揚に取り組み、共生社会の実現を目指していかなければなりません。

## ⑨ 犯罪被害者等の人権

犯罪被害者等は、犯罪による直接的な被害のみならず、精神的な被害や、治療費の支出などに経済的な被害を受けるほか、周囲の人々の言動や報道機関による取材など、二次的被害と呼ばれるさまざまな問題にも苦しめられています。

このため、犯罪被害者等に対しては刑事司法手続き、保護手続きなど、被害回復のための環境整備が必要であるとともに、二次的被害の防止に向けた取り組みを強化する必要があります。

犯罪被害者等の人権が尊重された社会環境を醸成するためには、社会全体で被害者を支えていく取り組みを行うことが重要です。

## ⑩ その他様々な人権課題

刑を終えて出所した人や執行猶予の判決を受けた人に対しては、根強い偏見や差別意識があります。そのため、更生の意欲があったとしても、就職や居住などの面で社会に受け入れられず、現実は極めて厳しい状況にあります。

さらには、その家族の人権までも侵害されることがあります。刑を終えて出所した人の自立が阻まれることのないよう、また、家族の人権が侵害されることのないよう、偏見や差別の解消に向けた啓発活動に取り組む必要があります。

情報通信技術の普及とともに、パソコンを使ったインターネット上への差別情報やプライバシーに関わる情報の提示など、差別落書きを含め、差別者の特定が不可能な陰湿で巧妙な問題が発生しています。

さらに、公園や河川敷などに生活しているホームレスへの暴力や、同性愛者への差別といった性的指向に係る新たな人権問題が発生し始めています。

また、北朝鮮当局による拉致により日本人が被害にあうといった、国家を越えた人権侵害が発生しており、そのため在日朝鮮人の人々に対する嫌がらせなどの二次的被害も生じています。

こういったすべての問題に対して、市民の正しい理解と認識、さらには問題解決に向けて、積極的な態度を養うことが必要です。

## 5 人権教育・啓発の取り組みの方向

菊池市は合併と同時に制定された「菊池市部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例」や旧市町村時代からの取り組みを継続しながら人権教育・啓発に努めてきました。

今後も差別のない明るいまちづくりの実現に向けて、3本の柱①各種団体等研修（自主研修）②地区懇談会（地域が主体）③研究大会・研修会（行政が主体）の取り組みを推進します。さらに各地域の実情に応じた人権啓発推進会議を全校区に立ち上げ行政主導のトップダウン型（\*6）から地域住民主体で人権教育・啓発活動を行うボトムアップ型（\*7）などの取り組みが必要です。

### （1）人権教育

#### ① 就学前教育

幼児期は、子どもたちが生涯にわたり自分らしく生きていくための基礎を培う大切な時期です。「子どもの権利条約」の基本理念である一人ひとりの子どもの人権が尊重され、豊かな人間性を育むことはその後の子どもの成長にとって大切な時期であり、生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期でもあります。

そのため、動物と触れあったり、友だちといっしょに世話をすることで、命の大切さや愛情を感じ、また、自分の思いを伝え、友達の気持ちに気付いたりすることができる教育が重要です。

また、好ましい人間関係を形成するため、友だちと仲良く生活する中にも決まりがあることを理解させることは大切です。幼児の発達の実情に応じて、何が良くて何が悪いのかを考えさせながら、好きなことだけではなく、成長に必要なことがらを経験させます。

地域の実態や子どもの生活背景、親の姿に学びながら、子どもの個性を大切にして、子ども自身の「育つ力」を伸ばすという視点に立ち、子ども・親・保育者がそれぞれの思いを認め、尊重し合い、信頼し合い「人権を大切にする心を育てる」保育に努めます。

## ② 学校教育

21世紀を生きる子どもたちに必要な力とは、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、すなわち「生きる力」であり、また、自らを律しつつ、他の人と協調し、他の人を思いやる心や感動をする心など、豊かな人間性であるということができます。もちろん、たくましく生きていくための健康や体力が不可欠であることは言うまでもありません。

この「生きる力」を育成するために、自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる資質や能力を育てるとともに、児童生徒一人ひとりの個性を生かす教育の充実に努めます。

さらに、自他の生命や人権を尊重する心、平和を希求する心、多文化を尊重する心を身につけるなど、豊かな人間性を育てる教育の推進を図っていきます。また、人権をすべての教育活動の中心に位置づけ、「開かれた学校」をめざして、家庭や地域社会などと連携して進めます。

このような教育を推進するためには、教職員一人ひとりの人権意識の高揚を図り、専門的な知識・技能や実践的な指導力の育成に一層努めます。本市がこれまで取り組んできた同和教育の原点である「部落差別の現実に学ぶ」とともに、行政、学校、運動体の連携により様々な課題を乗り越えてきました。その成果を踏まえ、今日の国際的な人権の流れを見ながら、21世紀を真に「人権の世紀」とするために、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題について、正しい理解と認識をさらに深め人権教育の推進を図ります。

## ③ 社会教育

すべての人々の人権が尊重される社会の実現を目指し、企業や組織、団体など、あらゆる社会の場において人権教育・啓発を推進する必要があります。

また、生涯学習社会の構築に向けた様々な取り組みの中で、市民一人ひとりを対象とした取り組みを進めるため、社会教育施設を中心とした少数単位の啓発活動を展開するとともに、学習環境の整備や内容の充実が求められています。その際、単に人権問題を知識として学ぶだけでなく、身近な日常生活において、市民一人ひとりの中に、互いの人権を尊重する態度や行動を培うことのできる人権感覚を養う教育に努めます。

家庭教育は幼児期から豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、善悪の判断など人間形成の基礎を育むうえで重要な役割を担っており、すべての教育の出発点となります。特に、偏見を持たず差別をしないということを、親自身が日常生活のあらゆる場面において、子どもに示すことが必要です。

そのため、親と子どもに人権感覚を養うことのできる家庭教育に関する学習機会の確保や情報の提供、相談体制の整備など就学前教育と学校教育との連携により、家庭教育に対する支援に努めます。

また、人権に関する多様な学習機会の充実を図るため、公民館等の社会教育施設隣保館、集会所を中心として、地域の実情に応じた学級・講座の開設や交流事業などの取り組みを促進し、市民一人ひとりの豊かな人間性を育むため、高齢者・障害者等と、ボランティア活動や自然体験活動をはじめとする多様な体験活動や交流を通じて、お互いの人権を尊重する地域社会づくりを促進します。

#### ア 公民館等における人権教育

公民館や集会所、西部市民センターでは、人権問題についての市民の正しい理解と認識を深めるため、市民講座、家庭教育学級で研修などを実施するとともに、広報などを通して市民の人権意識の向上に努めてきました。

今後は、より効果的で、市民の共感が得られるような工夫を凝らし、同和問題をはじめ、あらゆる人権問題について学習できる場の充実に努めます。

#### イ 社会教育関係団体等における人権教育

社会教育団体等は地域を基盤に活動しており、人権が尊重される明るい地域社会づくりに果たす役割は極めて大きなものがあります。PTA、女性団体、ボランティア団体等は、自主的に多様な人権問題の研修を行うとともに、指導者の養成にも取り組んでいきます。

このような社会教育関係団体等の学習に対して、身近な人権問題に関する学習情報の提供や啓発冊子の配布など、必要な支援を行います。

また、人権学習の講師や助言者などに関する情報を提供するシステムを整備します。

## ウ 家庭・地域における人権教育

人権が大切にされる社会「お互いが大切にされるまちづくり」を構築するためには、市民一人ひとりが、生涯を通して自主的・主体的に学び、人権問題の理解と認識を深めることが重要です。

本市では、人権問題についての理解を深めるため、様々な図書や関係資料を公民館や集会所・西部市民センターに備えるなど、家庭や地域住民の自主的な人権学習を支援するとともに、いつでも学習できるように、人権尊重の社会の実現に努めています。

今後も、啓発活動に工夫を凝らし、市民のニーズに合った人権に関する情報の提供に努めるとともに、市民の自発的な学習を支援するために、ビデオなどの視聴覚教材の充実を図り、家庭、地域で自然な中で人権問題が語れるように努めます。

## (2) 人権啓発

### ① 啓発内容

人権についての啓発は、広く市民を対象に行われるものであり、その手法についても、研修や広報活動など多岐にわたりますが、その目的は市民一人ひとりが人権の意義や人権尊重の重要性について正しい認識をもつとともに、日常生活において、自らの態度や行動に現れるようにすることにあります。

また、人権は、市民の意識や心のあり方に直接関わってくる問題です。このため、啓発に当たっては、一人ひとりが自立し、自己実現や幸福追求が図られるよう、その自主性を最大に尊重する必要があります。市民の考え方や人権問題のとらえ方について多様な意見があることを理解し、異なる意見に対しても、寛容の精神に立って自由な意見交換ができるような環境づくりをすすめることが重要です。

#### ア 人権問題に対する正しい理解と認識の促進

啓発に当たっては、まず、市民が人権に関する知識を習得し、理解を得られるように促す必要があります。「そもそも人権とは何か」、「人権の尊重とはどういうことか」、といった人権全般に共通する理念について、市民自らが考え、理解するとともに、「部落差別」、「女性の人権」、「子どもの人権」といった個別の人権問題について、「何故そのような人権問題が生じてきたのか」、「具体的には何が問題になっているのか」といった内容を、すべての世代において、正しく理解・認識されるような啓発を進めます。

#### イ 人権意識の高揚

昨今の社会状況を見ると、暴力や虐待、近隣者間でのトラブルなど、日常生活の様々な場面において、命にかかる事件が多発しています。その背景には、人の生命を尊重する意識が薄れてきていることがその要因として挙げられます。このため、一人ひとりが生命の尊さ・大切さを知るとともに、一人ひとりが独立した人格と尊厳をもった人間であるということを実感できるような啓発を進めます。

また、日本では、何かについて世間体を大事にし、周りと違った行動や意見を非常に気にする風潮があります。世間体にとらわれず自分自身で考え判断するという、主

体的のある生活態度や価値観で行動し、一人ひとりの個性を尊重できるような啓発を進めます。

#### ウ 日常生活における態度や実行

人権が尊重されるべき存在であるということが意識の中では理解できたとしても、日常生活において、自らの態度や行動に現れなければ、真の意味での人権尊重の社会の実現にはつながっていきません。様々な人権問題を他人事でなく、自分自身のこととして真摯に受け止め、人権問題への積極的な関心・態度や的確な技能などが日常生活の中で実行できるような啓発を進めます。

### ② 啓発方法

#### ア 人権に関する講演会等の開催、人権啓発冊子等の作成・配布

まずは、人権についての関心を高めるため、広く市民が参加できる講演会や大会などのイベント等を実施します。

また、人権に関する知識の習得や理解を深められるよう、人権啓発冊子などを作成し、配布・周知に努めます。

#### イ 発達段階に応じた啓発

啓発は、幼児から高齢者に至るまでの幅広い層を対象としています。啓発を効果的に進めるため、対象者の発達段階に応じて、わかりやすいテーマや表現を用いたり、その対象者が家庭や学校、職場など、生活の中で発生する問題を具体的に取り上げるなど、工夫を凝らした啓発を行います。

#### ウ 具体的な事例を活用した啓発

啓発を効果的に進めるためには、身近に発生した差別事象や日常生活の中で差別につながるような意識や行動の実例を取り上げることも有効です。単に現状や課題について説明しても、人の心に届きにくく、他人事として受け止められやすいという面も出でますが、身のまわりの事実を題材にして意見交換を行うことにより、具体的にイメージが湧き、自らの問題としてとらえ易くなるという点で効果があると考えられます。そのような事例を取り上げることで、市民が人権問題を身近な問題として捉え、理

解をより一層深められるようになると考えられます。

## エ 参加型・体験型の啓発

講演会の開催や啓発冊子等の作成・配布といった啓発は、人権に関する知識の習得という点では効果がありますが、次に必要なのは市民自らが人権について考え、日常生活における態度や行動に現れるようにする必要があります。

このため、市民が自ら主体的に参加し、参加者による活発な意見交換の中から、課題を発見し、課題解決に向けた提言を行えるような啓発（ワークショップなどの参加型・体験型の研修等）を実施します。

## オ 地域交流を通じた啓発

人権が尊重される社会を実現するためには、すべての人がそれぞれの地域の中で共に支え合い、助け合いながら生活することができるようなまちづくり、ひいては、すべての人が自立し、社会参加の機会を与えられ、自己実現できるような社会づくりを進める必要があります。

このため、西部市民センターや集会所等を使った地域住民の交流やボランティア活動体験事業などに取り組みや、市民が自発的・主体的に活動できる機会を増やすことも啓発の効果を高めることにつながると考えます。

### (3) 人権に関わりの深い職業等に従事する人に対する研修・啓発

人権教育・啓発を進めるうえでは、対住民サービスの直接の担い手である公務員及び、学校、企業、人の命や健康に関わる職業、住民と接する機会の多い職業に携わる人など、人権に関わりの深い職業等に従事する人に対する研修・啓発の取り組みが重要になってきます。

そのため、市人権・同和教育推進協議会を中心とした活動の中で、さまざまな分野の団体や機関の参画を図り、人権尊重の視野を広げ、ネットワークによる取り組みが必要です。

#### ①保育園・幼稚園・学校教職員

保育園・幼稚園・学校教職員の人権感覚を培い、指導力の向上を図ることを目的とし、同和教育を中心とした内容の研修等を職場内で実施します。

今後も、同和問題をはじめあらゆる人権問題について深い理解と認識や実践力を高めるため研修を実施します。

教職員に対する研修は、教職員自らの人権意識の高揚を図るとともに、人権が保障された教育環境の確保にとって極めて重要なものです。

今後も、人権問題に対する理解と認識を深めるため、校(園)内研修等をはじめ様々な研修の場を確保し、その充実を図ります。

#### ② 企業

企業においては、地域の成員としての自覚を持ち、人権問題への積極的な取り組みが行われることが重要です。

企業内研修において、人権問題の正しい理解と認識を深めるために、研修会のあり方・内容・資料・講師等に関する相談機能の充実を図り、啓発の推進に努めます。

#### ③ 福祉・医療関係者等

障害者、高齢者、子ども等が入所または通所する社会福祉・医療関係施設の職員  
地域における福祉相談窓口となる民生・児童委員、介護業務に携わるホームヘル

パー等は、対象となる人々が、公平・公正な処遇など、きめ細やかな配慮が必要となります。これらの福祉・医療関係者等の人権意識の高揚が図られるよう人権教育の推進を図っていく必要があります。

#### ④ 本市職員

本市では合併前の4市町村時代から、同和問題を深刻な社会問題として捉え、合併後も職員一人ひとりが自らの課題として、理解と認識を深めるよう、研修会の実施や講演会、大会等への参加を促進してきました。

人権尊重社会を実現し、人権文化の創造を目指すためには、本市職員すべてが同和問題をはじめあらゆる人権問題に関し理解と認識を深め、豊かな人権感覚を身につけ、人権尊重の視点に立って職務を遂行することが必要です。

合併後、菊池市人権同和教育推進協議会「行政推進部会」を設置し、特に同和問題については、各職場内における研修を積極的に推進するとともに、全職員研修を実施しています。

今後も、同和問題を人権問題の重要な柱として捉えると同時に、障害者、高齢者、女性などのあらゆる人権問題の解決につながる研修体系づくりに取り組むことが必要です

以上のように、人権問題を一層重要な研修ニーズと認識して研修会を開催するとともに、職員への情報提供、政策提言、職場環境の整備等さまざまな機会をとらえ、職員の人権意識を深め、行政施策に反映できるような職員の育成に努めます。

#### ⑤ マスメディア関係者

情報化社会を迎えた今日、マスメディアは、社会情報の大部分を提供しており、人権に関わる意思に対して、大きな影響力を有しています。マスメディアは人権を守る有効な手段であると同時に、侵害する危険性もはらんでいます。

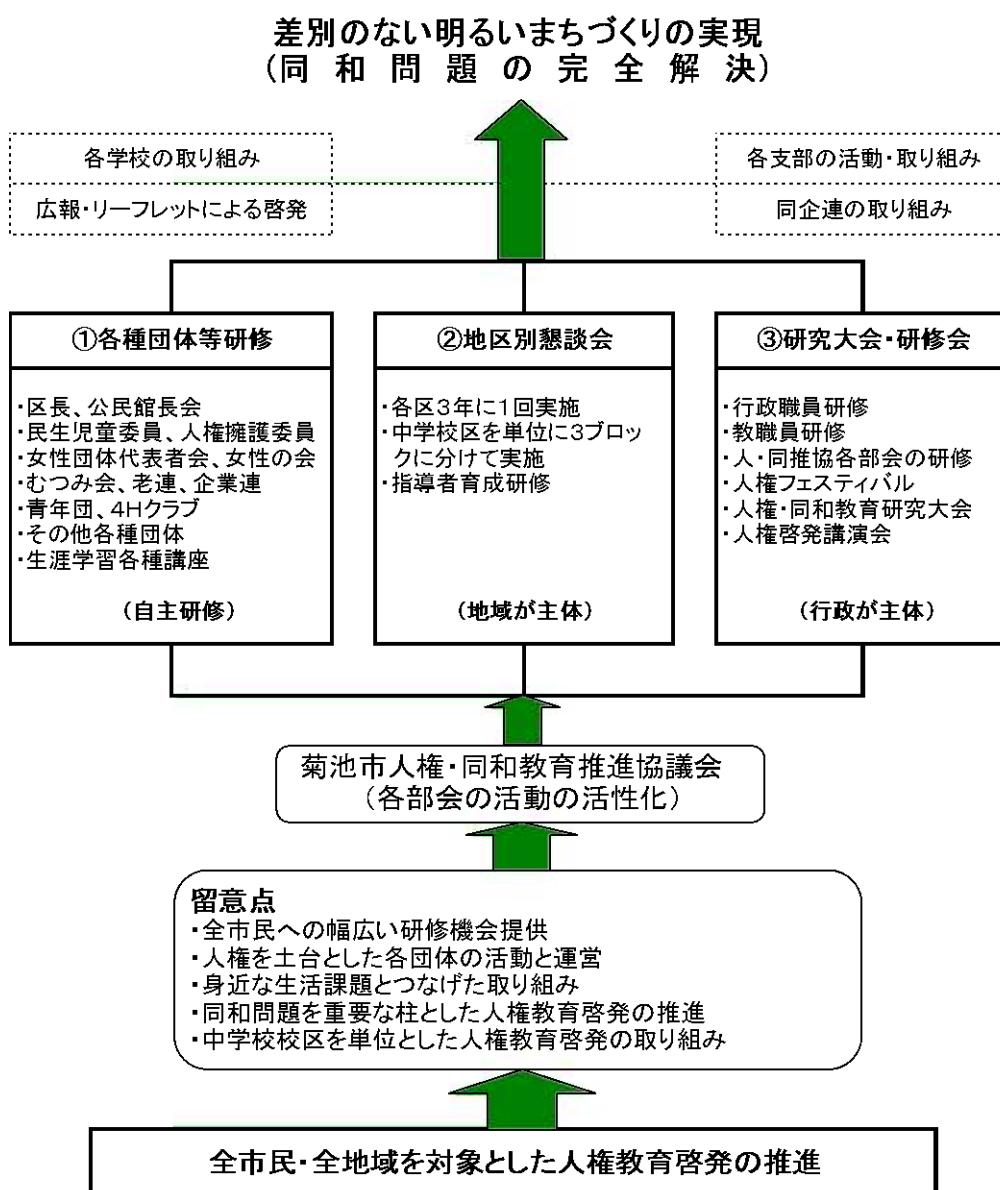
関係者の人権尊重の視点に立った活動が達成できるよう、自主的な取り組みを要請するとともに、各種研修会への参加を求めます。

## 6 実施体制等について

### (1) 計画の推進体制

「菊池市人権教育・啓発基本計画」は、「熊本県人権教育・啓発基本計画」及び合併前の旧4市町村の「行動計画」を重視し、関係部署の協力により策定し、菊池市部落差別等撤廃・人権擁護審議会の審議を経て定めたもので、今後の計画推進に当たっては、庁内の関係部課局と連携を図りながら全庁体制で取り組みます。

具体的には次のような「差別のない明るいまちづくり」の実現に向けて取り組みます。



## (2) ネットワークの推進

本市では、同和問題をはじめあらゆる人権問題の解決を目指し、市民の人権意識の高揚を図るために様々な啓発活動を行う西部市民センター・集会所をはじめ公民館などの生涯学習・社会教育施設を人権教育・啓発の拠点として積極的に活用する体制の整備を行い、市民が気軽に訪れることができる総合的な人権相談窓口を開設し、関係部局や関係機関と連携を図りながら、市民からのあらゆる人権問題の相談に対し、極め細やかな対応が必要となります。

そのためにも、学校、企業・民間団体などにおける人権教育・啓発を積極的に支援するなど、その果たすべき役割は重要であり、今後、さらに機能を充実させる必要があります。

さらに、西部市民センターが本市における人権教育・啓発の拠点としての機能と役割を果たすための情報ネットワークづくりを進めます。また、地域人権教育指導員、まちづくり推進委員や生涯学習推進員をはじめ地域に密着して活動する地域住民やボランティア等の方々について地区懇談会をはじめ人権・同和教育研究大会、人権啓発講演会等の人権教育・啓発活動への参画のあり方について検討を進めます。

なお、国や熊本県、及び各地の人権啓発(推進)センターとの連携、本市人権・同和教育推進協議会との緊密な連携を持ちながら、体系的、計画的な人権教育・啓発の推進を図らなければなりません。

## (3) 人材の育成等

人権教育・啓発を着実かつ効果的に進めるためには、行政、学校、企業・民間団体地域などにおいて、人権教育・啓発に率先して取り組む指導者を育成する必要があることから、研修会等を実施します。

また、将来的には、市内のそれぞれの地域に研修を浸透させるとともに、市民一人ひとりの人の尊厳が確保され、自己実現に向けての市民の積極的な意思形成を促すことのできる指導者等の育成に向けて、研修内容の開発・検討等を進めます。

### ① 調査・研究

人権教育・啓発を進めるにあたっては、これまでの取り組みを反省・評価しながら、

人権教育・啓発を実践していくという改善の姿勢が求められます。市内外で取り組まれている人権教育・啓発の手法について調査するとともに、より効果的な人権教育・啓発のあり方を研究することは重要です。

また、市民の人権に関する意識を調査し、その結果を基に関係機関・団体等と連携を図りながら教育・啓発に役立てます。

## ② 家庭・地域との連携

市民一人ひとりが、心豊かに人権尊重の精神を育むためには、乳幼児期からの家庭、その家庭を取り巻くそれぞれの地域において、共に支え合い、助け合うという「共生の心」を醸成する必要があります。また、人権が尊重される社会づくり、まちづくりを進めるうえでも、市民の生活の場としての家庭・地域における人権教育・啓発は重要です。

このため、各機関が緊密な連携を図りながら、また、地域における民生・児童委員や人権擁護委員との連携のもと、家庭や地域における人権教育・啓発を支援します。

## ③ 国、県、市町村及び企業団体等との連携

本計画の取り組みの実効性をあげるためにには、国、県、他市町村との連携を図ることが重要です。また、民間のあらゆる部門において、人権教育の取り組みが積極的に行われる必要があります。そのため、企業や民間の各種団体等に人権教育の取り組みの充実を促すとともに、適切な助言や情報提供を行うほか、人権問題の解決を目指す多くの民間団体等と連携し、実効ある人権教育の推進に努めます。

## (4) フォローアップ

基本計画に基づく取り組みを実効あるものとするため、次のようなフォローアップを行います。

### ① 施策の推進

基本計画の関連施策については、毎年度実施状況を把握し、課題を整理しながら、その着実な推進を図ります。

なお、市民から寄せられた意見等については、実施中の事業の改善・工夫に生か

すとともに、次年度以降の施策に反映させます。

## ② 基本計画の見直し

国内外の人権を取り巻く状況や、本市における人権をめぐる状況及び人権教育・啓発の現状に常に留意しながら、その変化等に適切に対応するため、必要に応じて、基本計画は見直しを行います。

なお、見直しに当たっては、庁内の関係部局だけでなく、広く市民や人権に関わる有識者等の意見も反映されるよう、十分に配慮するものとします。

## (用語の解説)

### \* 1 同和対策審議会答申

1960年(昭和35)に総理府に設置された同和対策審議会が、内閣総理大臣からの「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」についての諮問を受け、1965年(昭和40)8月に出した答申のことです。

この答申は、「同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題である」との基本認識を明解にするとともに、国や地方公共団体に積極的な対応を促すなど、その後の同和対策の基礎となりました。

### \* 2 セクシュアル・ハラスメント(Sexual harassment)

相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の提示など、様々な態様のものが含まれます。特に雇用の場においては、「職場(労働者が業務を遂行する場所)において行われる性的な言動に対する女性労働者がその労働条件につき不利益を受けること又は性的な言動により女性労働者の就業環境が害されること」とされています。

### \* 3 児童虐待

保護者がその監護する児童(18歳に満たない者)に対し、次の行為をすることをいいます。

- ① 身体的虐待:児童の身体に外傷が生じるか、生じるおそれのある暴行を加えること
- ② 性的虐待:児童にわいせつな行為をしたり、させたりすること
- ③ ネグレクト:児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食や長時間の放置など保護者としての監護を怠ること
- ④ 心理的虐待:児童に将来まで残るような心の傷を与える言動を行うこと

### \* 4 DV(ドメスティック・バイオレンス、Domestic violence)

日本語に直訳すると「家庭内暴力」となりますが、一般的には「夫や恋人など親

密な関係にある、又はあった男性から女性に対して振るわれる暴力」という意味で使用されることが多くなっています。家庭内の出来事で被害が潜在するが多く、公的機関の対応も十分ではなかったことから、この問題に対する取り組みが急がれています。身体的なものだけでなく、精神的なものまで含む概念として用いられる場合もあります。

#### \* 5 国立療養所菊池恵楓園

1907年(明治40)の「癩予防ニ関スル件」に基づき、全国5ヶ所に設置された公立療養所のひとつであり、1909年(明治42)、九州七県連合立第5区九州癩療養所という名称で、現在の合志市に開設されました。1941年(昭和16)から運営され、現在の「国立療養所菊池恵楓園」に改称されました。

#### \* 6 トップダウン型

行政が企画や計画をして、住民に主導していく行政主導。

#### \* 7 ボトムアップ型(住民主導型)

たとえば、人権教育・啓発を従来は行政主導(トップダウン型)で推進していたが住民自らが相互に連携をとりながら住民主導で取り組むこと。

## 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号)

### (目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

### (基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

### (国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される

社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

## ○菊池市部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例

平成 17 年 3 月 22 日

条例第 131 号

### (目的)

第 1 条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下の平等を定める日本国憲法の理念、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の趣旨並びに同和対策審議会答申の精神にのっとり、最も深刻にして重大な社会問題である部落差別をはじめ、あらゆる差別により今なお人間の尊厳が侵されていることにかんがみ、根本的かつ速やかに部落差別等の撤廃と人権擁護を図り、もって人権尊重を基調とする差別のない明るい菊池市の実現に寄与することを目的とする。

### (市の責務)

第 2 条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野で市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

### (市民の責務)

第 3 条 すべての市民は、相互に基本的人権を尊重するとともに、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすための施策に協力し、自らも部落差別をはじめ人権侵害に関する行為をしてはならない。

### (市の施策の推進)

第 4 条 市は、基本的人権を擁護し、部落差別をはじめ、あらゆる差別を撤廃するために必要な生活環境の改善、社会福祉の充実、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護意識の高揚等に関する施策について、市民及び関係団体と協力の上、推進に努めるものとする。

### (教育及び啓発活動の充実)

第 5 条 市は、市民の人権意識の普及高揚を図るため、関係団体と協力関係を密にし、充実した人権教育の推進を図り、あらゆる機会

をとらえて、啓発活動を行い、人権擁護の社会づくりに努めるものとする。

(推進体制の充実)

第 6 条 市は、部落差別をはじめ、あらゆる差別の撤廃に関する施策を効果的に推進するため、国、県及び関係団体と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(審議会)

第 7 条 部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすための重要事項を調査審議するため、菊池市部落差別等撤廃・人権擁護審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会の組織及び運営に関する事項は、規則で定める。

(委任)

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 3 月 22 日から施行する。

## ○菊池市部落差別等撤廃・人権擁護審議会規則

平成 17 年 3 月 22 日

規則第 96 号

### (趣旨)

第 1 条 この規則は、菊池市部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例(平成 17 年菊池市条例第 131 号。以下「条例」という。)第 7 条第 2 項の規定に基づき、菊池市部落差別等撤廃・人権擁護審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第 2 条 審議会は、次に掲げる事項を調査・審議するとともに、市長の諮問に答申し、必要に応じて市長に意見を述べることができる。

- (1) 市民の人権意識の普及高揚を図るための教育及び啓発活動の充実に関する事項
- (2) 部落差別等を撤廃するための施策の推進に関する事項
- (3) 市民の意識調査の実施と結果の集約に関する事項
- (4) 条例第 4 条に掲げる事業に関する基本的な方針に関する事項
- (5) その他重要な施策に関する事項

### (組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者について市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 各種団体から推薦を受けた者
- (4) その他市長が適当と認める者

### (委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会長は、審議会を招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、部落差別及び人権問題に関し見識を有する者から意見を聴くことができるものとする。

(部会)

第 7 条 会長が必要と認めるときは、審議会に専門的事項を分掌させるため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する者で組織する。

(まちづくり推進委員)

第 8 条 市民の人権意識の普及高揚を図るための教育及び啓発活動を推進するため、地域の指導者として、まちづくり推進委員(以下「委員」という。)を置く。

- 2 委員は、20 人以内とし、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、総務部人権啓発課において処理する。

(その他)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 17 年 3 月 22 日から施行する。

## 日本国憲法（抄）

（昭和 21 年 11 月 3 日）

施行 昭和 22 年 5 月 3 日

### 日本国憲法

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の慘禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳肅な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隸従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自國のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自國の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、國家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

(略)

### 第三章 国民の権利及び義務

第十条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不斷の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

- ② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
- ③ 衛誉、勳章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第十五条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

- ② すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。
- ③ 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。
- ④ すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第十六条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穏に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第十七条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第十八条 何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪による処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第二十二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第二十三条 学問の自由は、これを保障する。

第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性的本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

---

# 世界人権宣言

[1948年12月10日 第3回国際連合総会：採択]

**前文** 人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじつた野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためにには、法の支配によつて人権を保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするために最も重要であるので、よつて、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によつて促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によつて確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

**第1条** すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。人間は、理性と良心とを受けられており、互いに同胞の精神をもつて行動しなければならない。

- 第2条** 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。
- 第3条** すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。
- 第4条** 何人も、奴隸にされ、又は苦役に服することはない。奴隸制度及び奴隸売買は、いかなる形においても禁止する。
- 第5条** 何人も、拷問又は残酷な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。
- 第6条** すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。
- 第7条** すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。
- 第8条** すべて人は、憲法又は法律によつて与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。
- 第9条** 何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。
- 第10条** すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当たつて、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

- 第 11 条** 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従つて有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかつた行為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。
- 第 12 条** 何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。
- 第 13 条** 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自國その他いずれの国をも立ち去り、及び自國に帰る権利を有する。
- 第 14 条** 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。
- 第 15 条** 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。
- 第 16 条** 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けことなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に關し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によつてのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であつて、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

**第 17 条** 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

**第 18 条** すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によつて宗教又は信念を表明する自由を含む。

**第 19 条** すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

**第 20 条** 1 すべての人は、平和的な集会及び結社の自由に対する権利を有する。

2 何人も、結社に属することを強制されない。

**第 21 条** 1 すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。

2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。

3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思是、定期のかつ真正な選挙によつて表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によつて行われなければならない。

**第 22 条** すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

**第 23 条** 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を

確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。

3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によつて補充を受けることができる。

4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに加入する権利を有する。

**第 24 条** すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

**第 25 条** 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

**第 26 条** 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第 27 条 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。

2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第 28 条 すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第 29 条 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあつてのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべて人は、自己の権利及び自由行使するに当たつては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社會における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことを専ら目的として法律によつて定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第 30 条 この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。